

「スポーツ人材等確保事業業務」に係る質問書に対する回答

No	該当箇所	質問	回答
1	仕様書 5 (1)①②	仕様書の 5 (1)①、②県内での就職を希望する競技経験者の掘り起こしについて	
		(1)経験競技の制限はございますでしょうか。 →例)国民体育大会の実施競技に限るなど	(1)経験競技はオリンピック・パラリンピック・国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会実施競技を想定しています。
		(2)各競技の参加人数上限はございますでしょうか。	(2)各競技の参加人数の上限はございませんが、偏りのないよう幅広い声かけをお願いします。
		(3)男女比の目標はございますでしょうか。	(3)男女比の目標はございませんが、偏りのないよう幅広い声かけをお願いします。
		(4)競技者、指導者の参加比率目標はございますでしょうか。	(4)参加比率の目標はありませんが、仕様書6(5)※1において、競技経験者採用数のうち、過半数は、入社後も競技を継続するスポーツ選手とすることとしておりますのでご注意ください。
2	仕様書5(4)	仕様書の 5 (4)マッチングイベント後の競技経験者及び参加企業支援について マッチングイベントにて就職が決定した競技者及び企業へ本件委託料から競技継続補助費などの特典を付けることは可能でしょうか。	委託料の中からお質問にあるような特典を付けることはできませんが、貴社の自社事業としてインセンティブを付与することは妨げません。
3	仕様書6	仕様書の6委託業務の成果指標ついて、各項目は下記記載の認識でよろしいでしょうか。	
		(1)は対象アスリートとの接触数。	(1)マッチングに向けて、具体の相談対応をした競技経験者数です。
		(2)は何を指していますでしょうか。	(2)マッチングに向けて、具体の相談対応をした企業数です。
		(3)はイベントのアスリート参加数(2回合計)	(3)イベントに参加した競技経験者数です。
		(4)はイベント出展企業数(2回合計)	(4)イベントに参加した企業数です。